

評議員審査申請書類提出に当たっての注意

1. 評議員審査申請書

- 1) 日本消化器外科学会評議員審査申請書における*の個所以外はすべて記載すること。
- 2) 印鑑の押し忘れに注意すること。

2. 業績集

- * 区分ごとに必ずそれぞれ(I A, I B, II A, II B, III)の所定の用紙を使用すること。
※1つの用紙に複数の区分が混在した場合、所定の区分以外の用紙に記載した場合(例えば区分 I A の発表内容を区分 II A 用の用紙に記入した場合等)は評価されません。
- * 演題名(論文名)は省略せず必ず全文を記載する。
※省略すると評価されません。
- * 発表学会名は省略せず必ずフルネームで記載する。特に国際学会で、抄録集の学会名の記載が頭文字だけという学会があるが、その場合でも業績集への記載は必ず正式名称を記載する。また、複数の学会が集合して開催される集会(DDW, Surgical Week 等)での発表の場合は、抄録集に DDW としか記載されていない場合であっても、業績集への記載は必ず該当する学会の正式名称を記載する。
※省略すると評価されません。
- * 演題名(論文名)は必ず発表した言語を用いて記載する。「抄録(論文)は英語であるが業績集には日本語で記載している」という場合が多々見受けられる。
※このような場合、評価されません。
- * 発表区分の記載に注意すること。

3. 業績証明(コピー, 別刷り等)

- * 演者(著者)の位置は必ずマーキングすること(氏名の記載箇所を赤丸で囲んで明示する.)。
- * コピー番号は必ず右詰めで、はっきりと記入すること(色の別は問わない.)。
- * 施設や個人で作成した業績集、該当部分を寄せ集めて切り貼りした物等は証明書類とはならない。
- * 演題応募の抄録原稿・採用通知、論文の掲載通知・ゲラ刷り等は証明書類とはならない。

1) 学会発表(区分 I A, I B)

集会名、発表年、演題名(演題の内容)、演者名(著者の位置)が確認できる頁(場合により複数頁)がそろって初めて評価される。

※基本的なセッティング:「抄録集の扉部分」+「抄録集のプログラム部分」+「抄録部分」

2) 論文発表(区分 II A, II B)

- (1) 雑誌:「雑誌名、巻年、題名、著者名(著者の位置)が確認できる頁(場合により複数頁)」と論文の第1頁目がそろって初めて評価される。

- (2) 著書:「図書名、題名、発行年、著者名(著者の位置)が確認できる頁(複数頁:場合により奥付等)と論文の第1頁目がそろって初めて評価される。

4. その他

- * 地方会、研究会時代の集会、対象学会と同時(共同)開催の対象外集会は評価されない。
- * 著書は1冊1業績(分担執筆が複数ある場合は一番有利なもの1つ)とする。
- * 和英混載の大学医学雑誌に発表した欧文論文は区分 II A とする。区分 II B とした場合は評価されない。
- * 対象外の学会や雑誌での発表を、対象の学会や雑誌での発表とした場合は、不正行為と見なす。
- * 対象外の雑誌での発表を著書や大学医学雑誌での発表とした場合は不正行為と見なす。
- * 私的改名、ペンネームでの発表は原則として認めない。

※会告の評議員申請上の注意事項を熟読のうえ、誤りのないように申請ください。

※提出された書類のうち、業績証明(コピー, 別刷り等)は申請者の貴重な記録ですので、返却の要不要を問わず、審査終了後「着払いの宅配便」にて申請者全員に返却いたします。